

法務省矯成第3352号

平成19年5月30日

改正 平成23年5月23日付け法務省矯成第3004号

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 梶 木 壽

被収容者の懲罰に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、被収容者の懲罰に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3351号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成18年5月23日付け法務省矯成第3366号当職依命通達「被収容者の懲罰に関する訓令の運用について」は、廃止します。

記

1 調査の告知（訓令第4条関係）

- (1) 訓令第4条第1項及び第2項の告知は、いずれも、副看守長（課が置かれていない支所にあつては、看守部長）以上の階級にある刑務官に行わせて差し支えないこと。
- (2) 調査のための隔離の対象となる者は、受刑者及び労役場留置者に限られるので、注意すること。

2 懲罰の決定までの期間（訓令第5条関係）

一人の反則容疑者について複数の反則行為の疑いがある場合には、できる限り、反則行為の調査を並行して行うこととし、調査の期間が余りに長期に及ぶことがないように、容疑事実の内容、件数等を勘案しつつ、適切な時期に懲罰を決定するよう留意すること。

3 報告等（訓令第6条関係）

- (1) 訓令別記様式第1号には反則容疑者の供述を、同第2号には反則容疑者以外の者の供述を、それぞれ録取すること。
- (2) 訓令第6条第2項の通知は、副看守長（課が置かれていない支所にあつては、看守部長）以上の階級にある刑務官に行わせて差し支えないこと。
- (3) 反則行為の疑いに係る事実関係が簡潔であり、かつ、反則容疑者が事実を認

めている場合における訓令第6条第1項に定める資料の準備に当たっては、次の方法によることとして差し支えないこと。

ア 反則容疑者に対し、反則行為の日時、場所、動機、反省の程度その他所要の事項を記載した書面を提出させること。

イ 訓令別記様式第1号について、所要の事項をあらかじめ不動文字で記載し、簡便にこれを作成できるようにしたもの（下記(4)において「簡易訓令別記様式第1号」という。）を使用すること。

(4) 刑事施設の長は、上記(3)のア又はイに掲げる方法による場合は、当該方法によることができる反則行為の事犯名等の条件、簡易訓令別記様式第1号の事前記載欄等をあらかじめ定めておくこと。

4 弁解をすべき日時等の通知（訓令第7条関係）

訓令第7条第2項ただし書の規定は、被収容者等が釈放の日の前日に反則行為をした疑いがあり、釈放までの期間が短いことを考慮しても、なお必要な手続を経て懲罰を科する必要があるといった極めて例外的な場合に適用されるものであり、単に事務が遅延したことにより懲罰審査会の当日まで通知をすることができなかったような場合まで対象とするものではないこと。

5 補佐人（訓令第8条関係）

(1) 副看守長の階級にある刑務官を補佐人に指名する場合には、できる限り、主任矯正処遇官の職にある職員のうちから指名すること。

(2) 訓令第8条第2項第1号の面接は、反則容疑者が自己の主張を補佐人に伝えるための重要な機会であることに鑑み、補佐人は、反則容疑者が反則行為の存否を左右する事実関係を否認している場合は、できる限り面接の機会を設けること。

6 懲罰審査会等（訓令第9条関係）

(1) 支所の懲罰審査会の委員については、訓令第9条第2項ただし書の規定により、支所長のほか、副看守長（課が置かれていない支所にあつては、主任看守）以上の階級又はこれと同等以上の官職にある者のうちから指名して差し支えないこと。

(2) 副看守長の階級にある刑務官を委員に指名する場合には、できる限り、主任矯正処遇官の職にある職員のうちから指名すること。

(3) 反則容疑者が訓令別記様式第4号又は第5号以外の用紙に弁解を記載して提出することを希望する場合には、これを許すこと。

(4) 補佐人は、反則容疑者が、懲罰審査会への出頭、弁解書の提出又は補佐人による弁解の録取のいずれの方法による弁解もしない場合には、訓令別記様式第6号又は第7号による弁解録取書の弁解の要旨欄にその旨を記録し、懲罰審査会に提出すること。

7 懲罰の決定等（訓令第10条関係）

(1) 支所における懲罰の手続は、支所長に専決させて差し支えないこと。ただし、10日（課が置かれている支所にあつては、30日）を超える閉居罰を科する決定については、この限りでないこと。

(2) 訓令第10条の告知は、看守長以上の刑務官に行わせて差し支えないこと。

8 懲罰の執行

閉居罰の執行を延期中、新たな反則行為について閉居罰の科罰を決定するなどしたことにより、執行すべき複数の閉居罰がある場合において、その期間が通算して60日（直近の懲罰を科するときの年齢が20歳未満の受刑者については、30日）を超えるときは、この日数を超えて閉居罰を連続して執行しないよう留意すること。

9 記録（訓令第14条関係）

(1) 懲罰等に関する記録は、次の順序で編てつすること。

ア 懲罰表（訓令別記様式第8号）

イ 反則行為に係る国庫帰属処分表（訓令別記様式第9号。国庫帰属処分を行わない場合には、省略すること。）

ウ 容疑事実（告知事実・認定事実）（訓令別記様式第10号）

エ 懲罰の執行状況（訓令別記様式第11号）

オ その他の関係書類（おおむね以下の順序で編てつすること。）

（ア）報告書

（イ）供述調書（訓令別記様式第1号・第2号）

（ウ）写真等

（エ）懲罰審査会の開催等に関する通知書（訓令別記様式第3号）

（オ）弁解書（様式第4号・第5号）又は弁解録取書（様式第6号・第7号）

(2) 反則容疑者の調査を開始するとき又は調査のための隔離をし若しくはその期間を延長するときは、その都度、その旨（これらの措置について告知をした場合には、その日時及び告知者の押印を含む。）及びその理由を視察表に記録しておくこと。これらの措置を同時に執る場合には、同一の視察表に記録して差し支えないこと。